

## 職員の育児休業等の取得状況

2025年4月より育児・介護休業法の改正により、従業員が300人超の企業は男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。

当法人の令和6年度（2024年度）は以下のとおりとなっております。

	男	女	合計
育児休業	0人	3人	3人
出産者数	1人	3人	4人
育児休業取得率	0.0%	100.0%	—
育児短時間勤務	0人	9人	9人